

ケアプランセンターおおむら 運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団健和会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者の提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に偏ることなく公平中立な業務に勤める。

第2章 事業所の名称、職員の定数、職種及び職務内容

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンター おおむら
- (2) 所在地 北海道函館市石川町 125 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（常勤職員 介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その管理を一元的に行うと共に、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上（常勤職員 内兼務1名）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等と連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

第3章 営業日及び居宅介護支援の提供方法等

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。但し第2・第4土曜日及び
祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで。
土曜日 午前8時30分～午後12時00分までとする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適時対応する。
- (2) 課題分析票の種類
利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、事業所内で定めた書式等とする。
- (3) 介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議
介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるために、当該計画原案に位置付けた指定居宅介護サービス等の担当者を招集し行うサービス担当者会議を定期的で開催する。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更等、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められること。

(7) 事故発生時の対応

- ・ 利用者に対する当事業所の、指定居宅介護支援により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、また家族等への連絡など必要な措置を講じます。
- ・ 当事業所は、サービスの提供に伴い、当事業所が賠償の責を負うべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害について賠償します。
- ・ 事故が生じた際は、その原因の解明等を行い、再発防止策を講じます。

(利用料等)

第7条 要介護又は要支援として認定された方は、厚生労働大臣が定めた基準（介護報酬告示）額全額が介護保険制度で給付されるので、自己負担はありません。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 実施区域を越えてから、片道おおむね5キロメートル未満 | 200円 |
| (2) 実施区域を越えてから、片道おおむね10キロメートル未満 | 400円 |
| (3) 実施区域を越えてから、片道おおむね10キロメートル以上 | 600円 |

3 前頁の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記者押印）を受けることとする。

(実施地域)

第8条 実施地域は函館市（旧恵山町、旧戸井町、旧榎法華村、旧南茅部町を除く）、北斗市、七飯町を対象地域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(権利擁護に関する措置)

第11条 事業所は職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化などの必要な措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を積極的に設け、又業務体制を整備する。

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団健和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

この規程は、平成23年2月16日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 1 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。
この規程は、令和元年 5 月 16 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。